

「コロナ裁判」 不当判決糾弾！！

6月23日、大阪地方裁判所第5民事部（岩崎雄亮裁判長）は、コロナ裁判に対して「棄却」の不当判決を下しました。コロナ裁判は、萩原さんと柿本さんが原告となり、代理人弁護士なしで「休業である自宅待機中の課題提出は義務がないにもかかわらず、課題を提出しないことを理由に自宅待機から除外させられたこと」「勤務に変更させられたことで、電車による出勤によりコロナ感染の危険にさらされたこと」を理由として、小寺サービック社長、竹腰第一事業所長、山崎副所長に対し、慰謝料を請求していました。

裁判所の事実認定の誤り＝棄却の不当判決

- 原告ら（萩原、柿本）に対し、自宅待機から勤務を命じたことは、被告会社の業務上の必要に基づくものであり、特別に重い負担や不利益を課すものではない。
 - 課題提出者に対して、優先的に自宅待機を割り当てる運用には合理的理由がある。
 - ※原告らに対し、自宅待機から勤務を命じたことが、被告会社の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとはいえず、不法行為上、違法性があると認められない。
 - 課題の内容は、従業員としての資質の向上や知識の定着を期待できるものであり、これに取り組むか否かを業務の割当てに考慮することに一定の合理性が認められる。
 - 原告らに対する出勤指示は、一定のコロナ感染の危険があったといえるが、電車による通勤は、社会通念上、コロナ感染の危険性が特に高い行為ではない。
 - 原告ら従業員が業務の一環として、自宅において課題を作成し、提出を求められたと理解したとしても、無理からぬ面があったといえる。しかし、被告会社は、課題を提出しなかった者に対し、賃金を減額し、欠勤として扱ったことはなかった。課題の不提出を理由として、従業員に対して懲戒処分をしたこともない。原告らは、自宅待機を命じられなかったことを除いて、不利益な扱いを受けていない。
 - ※被告会社が、原告らに対し、労働契約上、本来は課題の作成および提出義務がないのに労働契約上の債務不履行をしたものとして取り扱ったとは認められず、被告会社の課題不提出者に対する処遇が不法行為に当たるといえることはできない。
- 以上のような裁判所（岩崎裁判長）の誤った事実認定によって、「棄却」の不当判決が言い渡されました。

岩崎裁判長は、自宅待機は「休業」であることの判断をせず！

岩崎裁判長は、判決を言い渡した後に「自宅待機は勤務ではないこと、課題提出は義務ではないことを前提としたうえで様々なことを考慮しての判決である」とコメントしました。

岩崎裁判長は、「自宅待機は勤務ではない」と言っていますが、勤務ではない自宅待機についての事実認定は行っていません。自宅待機は雇用調整助成金を受給している休業です。「自宅待機は休業である」と認定すると、休業における課題はあり得なく、課題の存在そのものを否定しなければなりません。そのため、岩崎裁判長は棄却判決を言い渡すためには「自宅待機は勤務ではない」とだけしか認定しなかったのです。